

平成30年3月30日

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

## MUFGグループの相談役・特別顧問等制度の見直しについて

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（代表執行役社長 ひらの のぶゆき 平野 信行）は、株式会社三菱東京UFJ銀行（取締役頭取執行役員 みけ かねつぐ 三毛 兼承）、三菱UFJ信託銀行株式会社（取締役社長 いげがや みきお 池谷 幹男）、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社（取締役社長 ながおか たかし 長岡 孝）の相談役・特別顧問等制度を見直し、新たな特別顧問制度を本年7月1日に施行することを決定いたしましたので、別紙の通りお知らせいたします。

なお、本件に伴い既存の相談役・特別顧問等制度は廃止することといたします。

以 上

別紙

**(ご参考) MUFG グループの特別顧問等について (平成 30 年 7 月 1 日予定)**

**コーポレートガバナンス**

CORPORATE GOVERNANCE

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である特別顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、 報酬有無等)	社長等 退任日	任期
畔柳 信雄	三菱 UFJ 銀行 特別顧問	財界・社会貢献活動等 (経営非関与)	非常勤・報酬有	2012/04/01	1 年
永易 克典	三菱 UFJ 銀行 特別顧問	財界・社会貢献活動等 (経営非関与)	非常勤・報酬有	2016/04/01	1 年
小山田 隆	三菱 UFJ 銀行 特別顧問	財界・社会貢献活動等 (経営非関与)	非常勤・報酬有	2017/06/14	1 年
玉越 良介	三菱 UFJ 銀行 特別顧問	財界・社会貢献活動等 (経営非関与)	非常勤・報酬有	2010/06/29	1 年
沖原 隆宗	三菱 UFJ 銀行 特別顧問	財界・社会貢献活動等 (経営非関与)	非常勤・報酬有	2014/06/27	1 年
三木 繁光	三菱 UFJ 銀行 名誉顧問	財界・社会貢献活動等 (経営非関与)	非常勤・無報酬	2008/04/01	1 年
行天 豊雄	三菱 UFJ 銀行 名誉顧問	財界・社会貢献活動等 (経営非関与)	非常勤・無報酬	1996/03/31	1 年
内海 暎郎	三菱 UFJ 信託銀行 特別顧問	財界・社会貢献活動等 (経営非関与)	非常勤・報酬有	2008/06/26	1 年
上原 治也	三菱 UFJ 信託銀行 特別顧問	財界・社会貢献活動等 (経営非関与)	非常勤・報酬有	2012/04/01	1 年
安田 新太郎	三菱 UFJ 信託銀行 特別顧問	財界・社会貢献活動等 (経営非関与)	非常勤・報酬有	2010/06/28	1 年
五味 康昌	三菱 UFJ 証券ホールディングス 特別顧問	財界・社会貢献活動等 (経営非関与)	非常勤・報酬有	2009/05/18	1 年
秋草 史幸	三菱 UFJ 証券ホールディングス 特別顧問	財界・社会貢献活動等 (経営非関与)	非常勤・報酬有	2011/04/28	1 年
豊泉 俊郎	三菱 UFJ 証券ホールディングス 特別顧問	財界・社会貢献活動等 (経営非関与)	非常勤・報酬有	2018/04/01	1 年

元代表取締役社長等である特別顧問等の合計人数

13 名

その他の事項

- ・三菱 UFJ 銀行・三菱 UFJ 信託銀行・三菱 UFJ 証券ホールディングス (以下、「3 社」) では相談役・特別顧問等に係る制度を改廃し、当社の指名・ガバナンス委員会 (社外取締役が過半を占める) での審議を経て、本年 7 月に新たな特別顧問等に係る制度を施行します。(なお、当社に当該制度はありません。)
- ・新制度では、3 社の会長・副会長・社長/頭取経験者を財界活動や社会貢献活動等の対外活動に従事する目的で特別顧問とする場合があります。
- ・新制度における特別顧問の就任期間は、原則として最長 6 年間を目処とし、その活動状況等を踏まえ必要に応じて契約を 1 年毎に更新し、指名・ガバナンス委員会に報告します。但し、新制度移行前の相談役・特別顧問等については一定の移行措置を講じる場合があります。
- ・特別顧問退任時において、当該対外活動を維持する必要がある場合には、名誉顧問 (無報酬) として顧問契約を締結する場合があります。任期については、その活動状況等を踏まえ必要に応じて 1 年毎に契約を更新し、指名・ガバナンス委員会に報告します。なお、維持すべき対外活動が寡少で 3 社と顧問契約を締結しない場合にも、名誉顧問の呼称を使用することがあります。
- ・特別顧問・名誉顧問は経営の意思決定には関与せず、経営陣による特別顧問・名誉顧問への定例報告等も実施しません。
- ・特別顧問が当社グループにとって重要な対外活動を行う場合、その職務に見合った報酬として年間 20 百万円を上限に支給し、名誉顧問は無報酬とします。また、必要に応じて、執務室 (本社外)、社用車、秘書を利用することがあります。